業務委託契約書

依頼者を甲とし、	業務受託行政書士 廣瀬	忠嗣を乙として、甲と乙は	次の通り業務委託契約を締結する。	
第1条 甲は乙に対し、次の業務の処	理を委託し、乙はこれを受	託する。		
1 事件の表示内容	容証明郵便			
2 提出先・送付先等 _ 日2	本郵便 株式会社			
3 委託業務の範囲内容	容証明の文面作成と送付手線	売代行		
第2条 甲は、乙による本委託契約遂行	Fの為に必要な情報の提供を	行うものとし、この情報の事	事実誤認及び、事実と相違する場合に生ずる紛争につ	いては、
甲の責任により解決するものとし	し、乙に対し何らの責任追及	と、賠償を求めないものとす	వ .	
第3条 甲は、次の電子メールアドレス	ス・FAX番号は、自己が仮	吏用する電子メールアドレス	・・FAX番号であることを認め、乙が作成した書類	への承認
を本電子メールアドレスまたは、	本FAX番号から送信する	る電子メール・FAX送信に	より行うものとする。乙は、本電子メールアドレス	• 本 F A
X番号から送信された電子メール	レ・FAXにより作成した書	書面に関して承認を得れば、	甲から承認を得たものとする。	
(電子メールアドレスの表示)				
(FAX番号の表示)				
第4条 乙は行政書士法に基づき業務を	行い、第1条記載の業務に	付随する行為であっても弁詞	蒦士法等の他士業法に抵触する業務は行わないものと	<u>-</u> する。
第5条 甲は乙に対し、後記の着手金	(報酬金の一部)、報酬金、	実費等を次の通り支払う。		
(1) 着手金は本契約締結の	诗			
(2) 実費等は乙が請求した	時。ただし、預かり金により	り処理する場合は除く。		
(3) 報酬金は委託業務が終っ	了した時			
2 甲が前項に規定する着手金ま	たは業務遂行に必要な実費等	等の支払いを遅滞した時は業	終開始前にあっては、乙は業務に着手しないことが	できる
ものとし、業務着手後にあって	はその業務遂行を中止するこ	ことができる。		
3 甲が乙に支払うべき報酬金を	支払わない時は、乙は、甲に	こ対する金銭債務(実費の預	動かり金等)と相殺し、又は委託業務の処理のため乙	が保管す
る書類等を甲に引き渡さず留め	置くことができるものとする	3 .		
第6条 本業務委託契約に基づく業務な	が、業務委託契約の解除また	とは委託業務の継続が不可能	になり、途中で終了した時は次の通り報酬金等を処	理する。
(1) 業務処理の進行状況を考	ぎ慮し、乙は甲と協議の上、	着手金を除いた受領済みの	報酬及び、預かり金の全額もしくは一部を返還する。	,
(2) 業務処理の進行状況に応	なじて、実費、又は委託業務	新翻金の全部もしくは一部	を請求することができる。	
2 前項において、委託契約の終	尽了につき、乙に重大な責任	(故意又は重大な過失)が	ある時は、乙は着手金を含む受領済みの委託業務報	銂金の全
額の返還を行うものとする。たた	ごし、乙が既に委託業務の重	要な部分の処理を遂行して	いる時は、乙は甲と協議の上、委託業務報酬金を定と	めるもの
とする。				
3 第1項において、乙に委託業	務契約の終了について責任な	がないにも関わらず、甲が乙	この同意を得ることなく業務委託契約を終了させた時	f、甲が故
意又は重大な過失により委託業績	務の処理を不能にした時、そ	その他甲に委託業務契約の終	了について重大な責任がある時は、乙は着手金の返	還は行わ
ず、甲は委託業務報酬金の全額を	を支払うものとする。ただし	ン、乙が委託業務の重要な部	分の処理を遂行していない時は、委託業務報酬金の	全額は請
求できず、乙は甲と協議の上、乳	委託業務報酬金を定めるも <i>の</i>)とする。		
第7条 本業務委託契約から発生する	一切の紛争の第一審の管轄	裁判所を乙の住所地を管轄す	する裁判所とする。	
	記			
1 委託業務報酬金の額(着手金を含む	ン) <u>¥</u>	(税込)_	入金口座	
2 着手金の額(委託業務報酬金の一部	邪) <u>¥</u>	(税込)_	西京信用金庫 阿佐谷支店	
3 実費			口座番号 3146576	
戸籍・住民票・商業登記簿謄本取得等の実費			口座名義 ダブルアール行政書士事務所	
□ 実費発生時に請求する。 □	預り金から受領する。 予	預り金 <u>¥</u>	-	
この契約の証として、本書2通を作品	成し、当事者記名押印の上名	各自1通を保有する。		
平成 年 月 日				
依頼者(甲) <u>住所</u>				
<u>氏名</u>				
業務受託行政書十(7.)住所	東京都杉並区成田東 1-8-1	2		

氏名 廣瀬 忠嗣

記載例:赤字の部分を記入してください

依頼者 名前・名称を書いて下さい を甲とし、業務受託行政書士 廣瀬 忠嗣を乙として、甲と乙は次の通り業務委託契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の業務の処理を委託し、乙はこれを受託する。

1	事件の表示	内容証明郵便	
2	提出先・送付先等	日本郵便 株式会社	
3		内容証明の文面作成と送付手続代行	

- 第2条 甲は、乙による本委託契約遂行の為に必要な情報の提供を行うものとし、この情報の事実誤認及び、事実と相違する場合に生ずる紛争については、 甲の責任により解決するものとし、乙に対し何らの責任追及、賠償を求めないものとする。
- 第3条 甲は、次の電子メールアドレス・FAX番号は、自己が使用する電子メールアドレス・FAX番号であることを認め、乙が作成した書類への承認を本電子メールアドレスまたは、本FAX番号から送信する電子メール・FAX送信により行うものとする。乙は、本電子メールアドレス・本FAX番号から送信された電子メール・FAXにより作成した書面に関して承認を得れば、甲から承認を得たものとする。

(電子メールアドレスの表示)	メールアドレスか FAX 番号を記載してください
(FAX番号の表示)	

- 第4条 乙は行政書士法に基づき業務を行い、第1条記載の業務に付随する行為であっても弁護士法等の他士業法に抵触する業務は行わないものとする。 第5条 甲は乙に対し、後記の着手金(報酬金の一部)、報酬金、実費等を次の通り支払う。
 - (1) 着手金は本契約締結の時
 - (2) 実費等は乙が請求した時。ただし、預かり金により処理する場合は除く。
 - (3) 報酬金は委託業務が終了した時
 - 2 甲が前項に規定する着手金または業務遂行に必要な実費等の支払いを遅滞した時は業務開始前にあっては、乙は業務に着手しないことができる ものとし、業務着手後にあってはその業務遂行を中止することができる。
 - 3 甲が乙に支払うべき報酬金を支払わない時は、乙は、甲に対する金銭債務(実費の預かり金等)と相殺し、又は委託業務の処理のため乙が保管する書類等を甲に引き渡さず留め置くことができるものとする。
- 第6条 本業務委託契約に基づく業務が、業務委託契約の解除または委託業務の継続が不可能になり、途中で終了した時は次の通り報酬金等を処理する。
 - (1) 業務処理の進行状況を考慮し、乙は甲と協議の上、着手金を除いた受領済みの報酬及び、預かり金の全額もしくは一部を返還する。
 - (2) 業務処理の進行状況に応じて、実費、又は委託業務報酬金の全部もしくは一部を請求することができる。
 - 2 前項において、委託契約の終了につき、乙に重大な責任(故意又は重大な過失)がある時は、乙は着手金を含む受領済みの委託業務報酬金の全額の返還を行うものとする。ただし、乙が既に委託業務の重要な部分の処理を遂行している時は、乙は甲と協議の上、委託業務報酬金を定めるものとする。
 - 3 第1項において、乙に委託業務契約の終了について責任がないにも関わらず、甲が乙の同意を得ることなく業務委託契約を終了させた時、甲が故意又は重大な過失により委託業務の処理を不能にした時、その他甲に委託業務契約の終了について重大な責任がある時は、乙は着手金の返還は行わず、甲は委託業務報酬金の全額を支払うものとする。ただし、乙が委託業務の重要な部分の処理を遂行していない時は、委託業務報酬金の全額は請求できず、乙は甲と協議の上、委託業務報酬金を定めるものとする。
- 第7条 本業務委託契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所をこの住所地を管轄する裁判所とする。

н

1 委託業務報酬金の額(着手金を含む) <u>¥ 16,200-</u> (税込)

2 着手金の額(委託業務報酬金の一部) ¥ (税込)

3 実費

戸籍・住民票・商業登記簿謄本取得等の実費

□ 実費発生時に請求する。 □ 預り金から受領する。 預り金 ¥
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日(日付を記載して下さい)

依頼者(甲)住所 本人確認書類と同じ住所を記載の事

氏名 名前・名称を記載して印鑑を押して下さい 印

業務受託行政書士(乙)住所 東京都杉並区成田東 1-8-12

氏名 廣瀬 忠嗣

入金口座

西京信用金庫 阿佐谷支店

口座番号 3146576

口座名義 ダブルアール行政書士事務所